

「赤橋自遊空間」出店規約

1. 出店日時

毎月第3土曜日の10:00～13:00までとする

2. 出店場所

長浜本町3丁目「赤橋通り商店街」(『岡忠本店』 『カラオケ天国』までの範囲)

3. 出店資格

特に制限なし

但し、主催者側が不適格と判断した場合は出店できない

また、出店者が未成年の場合は保護者の同伴または未成年出店同意書の提出が必要となる

4. 出店申込

出店予約

事務局へ連絡し、出店申込用紙を入手し必要事項に記入後、期日までに事務局まで提出する

予約は先着順とし、定員になり次第予約終了とする

また、開催ごとにその会場で次回分の予約を受け付ける

出店者の打ち合わせ

出店予約の時点で、出品品目や出店場所の重複などが発生した場合、出店予約者間で事務局を通じて協議する

また、主催者側が必要と判断した場合は全ての出店予約者を対象に打ち合わせ会を開催する

出店受付

当日9:30までに会場にて受付および出店料の支払を済ませてから、出店許可証を受取り後に出店する

5. 出店のキャンセル

開催日前日までに事務局へ連絡すればキャンセルを受け付け、その際のキャンセル料は不要とする

但し、事前連絡が無い場合は後日出店料を徴収する

6. 出店の取り消し

出店者が出店規約を著しく違反した場合、または主催者が不適格と判断した場合、その出店を取り消す

7. 開催の中止

- ・原則として主催者側の判断で、少雨でも雨天の場合は中止とする
なお、判断基準としては、開催日前日の午後3時頃の天気予報を基に判断する
- ・開催及び中止の確認は、前日の午後3時からの対応で、出展者側から以下の連絡先に直接確認してもらう
ただし、メール（携帯及びPC）で対応できる出店者には決定次第、事務局より連絡する

【連絡先】

長浜町商工会内 事務局...0893-52-0312（平日午後5時まで）

事務局担当 上満 ... 携帯ですのでネット上では表記できません。

- ・中止となった場合でも順延はしない
- ・不測の事態が起こった場合など、主催者側の判断で開催ができない場合も中止とし、事務局から出店者に対して中止の連絡をする
- ・開催中に天候が変化した場合は主催者側の判断に従って行動する

8. 出店方法

出店方法は以下の2通りとする

なお、机・イスなどの備品はすべて出店者の自己負担する

（貸し出し等は一切行わない）

手持ち出店...指定された区画の範囲内で出店する

車ごと出店...指定された区画の範囲内に自動車（軽自動車のみ）を乗り入れて出店する

9. 出店区画

手持ち出店 1区画：4㎡（2m×2m）

車ごと出店 1区画：8㎡（4m×2m）

10. 出店料

1区画：500円（出店方法問わず）

物販の出店者から当日の受付の際に徴収する

但し、物販以外の出店者及び、主催者側で判断した物販の出店者においては出店料を免除する

11. 出店内容

基本的に自由

出品物に対する賠償等については自己責任とする

但し、以下の出品は禁止とする

- ・違法品（偽ブランド品、コピー品等）
- ・反公序良俗品
- ・医薬品類等
- ・無免許、無許可では販売できない品
- ・高額品（5,000円以上）
- ・自動車等の大型商品
- ・その他主催者が不相当と判断した品目や行為

12. 物販方法

物販方法は各出店の自己責任とするが、以下の商品については購入者に求められた場合は必ず出店者の連絡先を教えることを義務付ける

- ・高額商品（3,000円以上）
- ・調理済み食品

13. 準備・片付け（搬入・搬出）

準備（搬入）

準備は9：00～10：00までとし、搬入の際の自動車の乗り入れは9：45までとする

但し、車での出店の場合はそのまま所定の区画に駐車して出店する

片付け（搬出）

片付けは13：00～13：30までとし、搬出の際の自動車の乗り入れは13：00からとする

途中退場

手持ち出店では、特に制限が無い限り途中退場が可能とする

車ごと出店では、緊急時を除き開催終了まで会場内での車輛のエンジン始動、運転、移動は禁止とする

但し、天候や不測の事態などで主催者側が中止と判断した場合や、主催者の指示で移動・運転する場合を除く

搬入・搬出の際の事故・トラブルについては全て自己責任とする

搬入・搬出の場所・時間は厳守とする

14. 清掃義務

出店内容によっては、出店者によるゴミ箱の設置を義務付ける

終了後は出店場所とその周囲を必ず清掃し、集めたゴミは各自で持ち帰ることを義務付ける

後始末のできない参加者は、今後の参加を禁止する

15. 責任義務

出店者は出店中及び出店前後の事故・トラブルなど全ての事象において自己責任で対処する

但し、主催者側に過失がある場合はこの限りではない

会場内の施設・備品等の損壊をした場合は出店者側で弁償する

16. その他禁止事項

以下の行為は禁止とし、出店の取り消しなどの措置をとる

- ・当日の転売行為